

## 第74回“社会を明るくする運動” 作文コンテストの募集について

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～



### 1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第74回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で32回目を迎えます。

### 2 主 催

第74回“社会を明るくする運動”滋賀県推進委員会

### 3 後 援（予定）

滋賀県保護司会連合会、更生保護法人滋賀県更生保護事業協会、滋賀県更生保護女性連盟、滋賀県BBS連盟、大津保護観察所

### 4 応募資格

滋賀県内の小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）


### 5 作品の内容

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。

### 6 応募方法

- (1) 応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品を除く、自作・未発表のものに限ります。
- (2) 原稿の枚数は、400字詰め原稿用紙3枚以上5枚までとします。
- (3) 原稿用紙には必ず題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記願います。
- (4) 各学校に提出された作品は、とりまとめの上、裏表紙記載の各地区（市町）の“社会を明るくする運動推進委員会”事務局へ提出してください。

\*応募規定、応募方法、締切等の詳細については、第74回“社会を明るくする運動”作文コンテスト実施要綱を参照願います。



## 7 優秀作品について

応募いただきました作品につきましては、各地区推進委員会において審査を行い、小学生の部、中学生の部それぞれ3点を優秀作品として選定し、滋賀県推進委員会に推薦されます。滋賀県推進委員会では、推薦された作品からさらに優秀作品を選定し、表彰や記念品の授与を行います。なお、優秀作品のうち、小学生、中学生上位それぞれ3点ずつを、“社会を明るくする運動”中央推進委員会が行う作文コンテストに推薦します。

なお、本作文コンテストの応募者全員に、当推進委員会から参加賞を贈呈します。

## 8 その他

応募いただいた作品は返却しません。また、優秀作品として選定された作品につきましては、募集パンフレット又は作品集に掲載したり、報道機関等により公表されたりする場合があります。

応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

なお、過去の受賞作品に類似した作品を応募することは控えてください。審査の際、確認を行います。

### ★応募の流れ

児童・生徒 → 各小中学校 → 各学校所在地の“社会を明るくする運動”地区推進委員会 → “社会を明るくする運動”滋賀県推進委員会 → “社会を明るくする運動”中央推進委員会

学校や家庭など日々の生活で  
経験・体験したことをもとに、  
「犯罪や非行のない明るい地域をつくるために」  
「犯罪や非行をしてしまった人が地域で立ち直るために」  
自分たちに何かできることはないか、  
自分たちはどうすればよいのか、  
考えたことや感じたことを作文にしてみよう！

原稿用紙3～5枚に  
書いてね。  
応募すると参加賞が  
もらえるよ！



### 【作文コンテスト問合せ先】

“社会を明るくする運動”滋賀県推進委員会事務局  
〒520-0044 大津市京町3丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎7階  
大津保護観察所企画調整課内 電話077-524-6683